田や第13 号

令和３年４月５日

田辺市指定

・各居宅介護支援事業所・各介護予防支援事業所

・各地域密着型（介護予防）サービス事業所

・介護予防・日常生活支援総合事業のうち

管理者 様

各 訪問介護従前相当サービス (予防相当訪問型サービス)事業所

各 通所介護従前相当サービス (予防相当通所サービス)事業所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　田辺市 保健福祉部長　 （ 公 印 省 略 ）

令和３年度介護報酬改定に伴う介護給付費等算定に係る体制等に関する届出に

ついて（通知）

平素は、介護保険事業にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、新設又は算定基準の変更等が行われた加算等について算定を開始する場合に、新たに介護給付費算定に係る体制に関する届出（以下「加算届」とします。）の本市への提出が必要となる場合があります。

つきましては、当該加算等の算定を開始する場合は、下記により必要な書類の提出をお願いします。

記

**１.提出期限　令和３年４月１５日（木）**（令和３年４月１日から算定開始の場合）

※注　(1) 提出にあたっては、**「既存のサービス事業所の届出留意事項」（４.留意事項を参照）**に、報酬改定に伴い新

設された加算と算定基準の変更が行われた既存の加算についての取り扱いが掲載されていますので、ご確認

の上、各事業所において届出の「要・不要」についてご判断ください。**（本市に指定権限があるサービス分を**

**整理した資料（既存届出の引継ぎ項目等の整理表）を田辺市やすらぎ対策課指導係ホームページに掲載して**

**いますので併せてご確認くださいますようお願いします。）**

(2) 加算届の締め切りが毎月15日となっているサービスについては、５月から加算の算定及び変更を行う場

合も、上記提出期限までに加算届の提出が必要ですのでご注意ください。

**２．提出書類**　※各サービス種別に応じて様式が異なりますのでご注意ください。

　　 (1) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

・[別紙３-３]　地域密着型（介護予防）サービス、居宅介護支援、介護予防支援

・[別紙26-1] ※ 訪問介護従前相当サービス（旧サービス名　予防相当訪問型サービス）

※ 通所介護従前相当サービス（旧サービス名　予防相当通所サービス）

　　　　　　　　※ 令和３年4月1日から国要綱の表記に合わせてサービス名を変更しています

　　 (2) 介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表

　　 ・[別紙１]　居宅介護支援　・[別紙１-３]　地域密着型（介護予防）サービス

　　 ・[別紙1-4]　 訪問介護従前相当サービス、通所介護従前相当サービス

　　 (3) 各加算算定に必要な添付書類

**３．提出方法、提出先及び提出部数**

　(1) 提出方法 原則として持参（事前に連絡の上、提出書類を持参してください。）

　　　※ 遠方の事業所の場合は、郵送による提出も可としますが、事業所の控えを送付するための返信用封筒（宛先を記入し、切手を貼付したもの）を同封してください。

(2) 提 出 先 田辺市 保健福祉部 やすらぎ対策課 指導係

(3) 提出部数 ２部（内１部は受付後、事業者控えとして返却します。）

**４．留意事項**

（1）「既存のサービス事業所の届出留意事項」については、下記のホームページに掲載

されていますので、各自において必ずご確認ください。また、同届出留意事項を整理し

た表（既存届出の引継ぎ項目等の整理表）を作成し、市ホームページに掲載しています

ので、併せてご確認ください。(掲載先は「５.届出様式等」をご参照ください。)

●ＷＡＭＮＥＴホームページ　国保連インターフェース

「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（確定版）令和3年3月31日事務連絡

資料６　介護給付費算定の届出等に係る留意事項について」

掲載先　https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail?gno=7887&ct=020050010

※ 資料６については田辺市やすらぎ対策課指導係ホームページ「令和３年介護保険制度改正関係」

にも掲載しています。(掲載先は「５.届出様式等」をご参照ください。)

　　（2）「介護給付費に係る体制等状況一覧表」には、新規に届出を行う加算等の項目だけでなく、既存の加算等の項目についても記載（〇で囲む）してください。

（3）新規に創設された加算を算定しない場合は「なし」とみなし、加算届の提出は不要と

します。

（4）算定要件が変更になった加算について、加算の要件を満たすことができるか必ず確認

　　 してください。

（5）同一事業所でも、複数のサービスを行っている場合は、提出書類はサービス毎にそれ

　ぞれ作成してください。ただし、同一事業所において一体的に運営されている地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービスについては一括して作成することができます。

**５．届出様式等**

（1）加算に係る各様式等については、田辺市やすらぎ対策課指導係のホームページ内「令和３年　介護保険制度改正関係」に掲載しています。**様式が新しくなっていますので、必ずダウンロードしてご使用ください。**

　　 ● 田辺市やすらぎ対策課指導係ホームページ「令和３年介護保険制度改正関係」

掲載先　http://www.city.tanabe.lg.jp/yasuragi/shidou/r3kaigohokenseidokaisei.html

**６．その他**

　　 令和３年度介護報酬改定について運営基準及び介護報酬算定基準等に関する省令、告示、

関係通知が、厚生労働省ホームページに掲載されていますので、内容についてご確認お願

いします。

● 厚生労働省ホームページ「令和３年度介護報酬改定について」

掲載先　<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html>

※ 厚生労働省からのＱ＆Ａについても、同ページに掲載されています。

田辺市 やすらぎ対策課 指導係　電話：0739-33-7033 ＦＡＸ：0739-25-3994